

令和6年 第2回 浜松市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 場所

令和6年2月15日(木)午後2時30分 みをつくし文化センター 2階 大研修室

2. 委員の出欠 出席： 松澤崇 渡瀬三郎 松島好則 加茂龍雄 江間栄作 横井典行  
中村金夫 足立侑律 根木常次 内山進吾 岡本純 山中秀三  
杉山誠 後藤剛 森島倫生 鈴木英雄 水崎久司 井上保典  
伊藤安子 小柳守弘 鈴木要

欠席： 平尾温己 袴田博子 中安千秋

3. 出席した事務局職員

鈴木智久 齋藤和也 石川宗明 河村幸一郎 縣弘之 奥山英洋 吉山和志 富永幹人 笠原直人

4. 審議事項

- 第7号議案 農地法第3条の規定による許可について
- 第8号議案 農地法第4条の規定による許可について
- 第9号議案 農地法第5条の規定による許可について
- 第10号議案 買受適格者証明願について(3条許可公売)
- 第11号議案 非農地証明について
- 第12号議案 相続税の納税猶予制度の免除手続(20年経過)に係る特例農地等の利用状況の確認について
- 第13号議案 農用地利用集積計画の決定について

5. 報告事項

- 報第7号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 報第8号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について
- 報第9号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について
- 報第10号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報第11号 時効取得を原因とする農地の所有権移転登記申請について
- 報第12号 農地の地目変更登記に係る報告について
- 報第13号 農業用施設証明について

6. その他

## 議事の概要

局長 皆様、こんにちは。本日はお忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。  
います。

それでは、只今から令和6年第2回浜松市農業委員会総会を開会いたします。なお、本日の出席人数ですが、24名のところ21名と過半数を超えておりますので本会が成立しますことをご報告申し上げます。また、本日の欠席者ですが、議席番号4番、平尾温己委員、議席番号10番、袴田博子委員、議席番号17番、中安千秋委員でございます。

なお、会議中は携帯電話の電源を切るかマナーモードに設定するようお願いいたします。

それでは、松島会長、ご挨拶に続いて開会宣言をお願いいたします。

会長 みなさん、こんにちは。お忙しい中、ありがとうございます。

昨日、全国農業会議の総会がありまして、47都道府県から1名ずつ会長が集まり年度末の総会がありまして、うちの西ヶ谷会長が所用で欠席のため、私が代理で出席いたしました。その時に、全国の国井会長という方がいらっしゃって、その方が冒頭のあいさつで、私共の活動に関わる一言がありましたのでご紹介したいと思います。それは何かと言いますと、営農型太陽光発電に関することです。全国で営農型太陽光発電がたくさん行われており、山口県や知多半島の方とか色々あるということで、それなりに私たちが、営農型太陽光発電が始まった頃のような問題点が今また全国に出て、それが県の農業会議を通じて全国農業会議の方に、こういう問題があるよ、なんとかならないか、というような話が上がっているということです。全国農業会議の方も、制度・ガイドラインを見直していきたい、と仰っていました。どういう形になるかは別として、全国で動くということは、当然ですが、農林水産省や各省も、ということになると思いますが、その結果次第で私たちがそれに沿ってやっていかないと、やはり1市町が営農型太陽光発電の問題点についてやる、と言っても限りがあるため、国として動いていただき、私たちがそのガイドラインに沿ってやっていく方が、簡単に早く進むように思いますので、期待しているところです。もう一つ、冒頭でございますが、石川県の会長が出席され、その時に挨拶という形で、能登半島沖地震の今の復旧状況の説明とお礼をしていかれました。お礼に関しては、全国の皆様からの激励や支援物資等をいただき、ありがとうございます、とのこと。また、農業関係にいたっては、畑や田んぼのひび割れや、用水路や排水路のコンクリート部分が割れて、農地として再開ができるかどうか、今年の田植えには間に合わないだろう、ということでございます。その辺りのことは、報道等でご存知とは思いますが、やはり大変なことになっているが、がんばっていききたい、と決意の言葉を言っていたいされました。この間の1月は無理でしたが、2月の石川県の常設委員会では、被災された珠洲市や能登市の委員が避難先から出てがんばっている姿を見せている、ということを知っておりますので、本当に石川県ががんばっていただきたい、と思っております。

簡単ではございますが、挨拶と代えさせていただきます。本日もよろしく申し上げます。

それでは、只今から、令和6年第2回浜松市農業委員会総会を開会いたします。

局長 ありがとうございます。それではここからの進行は、議長として松島会長にお願いいたします。

議長 それでは、議事録署名人を私から指名させていただいてご異議ございませんか。  
(異議なし)

議長 それでは、議席番号 7 番の中村金夫委員、議席番号 8 番の横井典行委員にお願いいたします。

議長 それでは、議事に入ります。第 7 号議案「農地法第 3 条の規定による許可について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

齋藤 それでは、お手元の議案 1 ページをご覧ください。第 7 号議案「農地法第 3 条の規定による許可について」でございます。担当から説明いたします。

奥山 今月の申請案件は、地区「笠井」、整理番号 62 番外 67 件でございます。

申請の内訳でございますが、所有権の売買に係る案件が 20 件、贈与に係る案件が 5 件、使用貸借に係る案件が 21 件、区分地上権に係る案件が 22 件でございます。また、新規の方は 9 件です。

それでは整理番号に○を付した案件について説明いたします。

議案 2 ページ、地区「湖東」、整理番号 68 番は売買に係る案件でございます。

譲受人は、名古屋市港区の■■■■さん、63 歳でございます。■■■■は名古屋市でにんにく、露地野菜など耕作しております。

申請地は、譲渡人である法人がタマリユウを栽培してきましたが、令和 2 年に破産し、破産管財人より話があり申請に至ったものでございます。許可後は、浜松市に引っ越し予定で、引き続きタマリユウを栽培していく計画でございます。

この案件につきましては、農地台帳登録申請と同時に農地を取得するため「浜松市農地法第 3 条に係る許可基準」第 4 条に基づき、許可後 1 年以内に耕作状況を報告していただく条件を付してまいります。

続きまして、議案 2 ページ、地区「庄内」、整理番号 71 番は売買に係る案件でございます。

譲受人は、中央区東三方町の■■■■さん、40 歳でございます。■■■■は中央区豊岡町でトマトを耕作しております。この度、譲渡人が所有していた住宅とハウス付きの農地が売りに出されていることを知り、取得したく申請に至ったものでございます。

申請地は、中央区呉松町の畑 5 筆で、許可後は、トマトを作付けしていく計画でございます。

また、今月も■■■■の法人が市内 21 ヶ所を使用貸借で借り受け、柿の栽培を計画しております。

説明は以上でございます。

議長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の協議結果についてご報告をお願いします。

議長 始めに、中ノ町・笠井地区調査会の分を私からご報告申し上げます。

議長 地区調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。

議長 続いて、入野・神久呂・雄踏地区調査会の加茂委員からお願いします。

加 茂 入野・神久呂・雄踏地区調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。  
議 長 続いて、湖東地区調査会の江間委員からお願いします。  
江 間 湖東地区調査会において、特に問題はございませんでした。  
議 長 続いて、庄内地区調査会の中村委員からお願いします。  
中 村 庄内地区調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。それから、うちの方に  
また営農型太陽光発電でものすごい面積で申請されました。前回は三方原台地の上とい  
うことで水はけは申し分ないということで、問題ないということでしたが、今回は以前  
のように田んぼがほとんどで、大変水はけが悪いため、30 cm程盛土をするということ  
です。どのくらいの土量になるのか聞いたところ、8 トン車のダンプで200 杯ぐらいと、ど  
のくらいの量なのかははっきりと即答はできない様子でした。200 杯だと費用がかかる  
ではないか、それなら庄内でなくてもいいのではないかと申し上げましたが、よっぽど庄  
内が気に入られたのか、庄内でやらせて欲しいとのことでした。地主に後継者がおらず、  
荒らしてしまいますので、進出してくるのは良いですが、ダンプ 200 杯もの土をどこ  
から持ってくるのか、その時にもう少ししっかり聞いておけばよかったのですが、申請  
地も■■■■のすぐ南側ということで、子供達が事故に合わなければ良いな、と心配して  
いるところです。どこから土を持ってくるのか、事務局の方で分かるでしょうか。

吉 山 調整グループの吉山です。どこから持ってくるのか、というのは、私も今日聞いた  
ことですので、把握しておりません。

中 村 以前は、こういう所から土を持ってくるということでしたが、こちらも今回は聞きそ  
びれてしまい、ものすごい土の量ですので大丈夫か、と心配しました。今回は、榊を植  
える前に盛土を30 cm行うそうなので、前回のよう水はけが悪いままということはない  
ため、うまい具合に作ってくれることを期待し、良いのではないかと、ということになり  
ました。以上です。

議 長 それでは、先の見通しは良い、ということよろしいですか。土の量が何杯というの  
はまだ決まっていないということですか。

中 村 はっきり計算して、全部の田んぼを、ということではなく、畑のところは盛土をしな  
くても大丈夫ということですが、ほとんどが田んぼなので、以前のところはよく見に行  
くところですが、育ちが悪くて、雨が降った後はグシャグシャで、今回はそういうこと  
がないように、盛土を30 cm行うということです。

議 長 盛土を30 cm行うことで湿地帯を解消する、と説明を受けたので、調査会では問題ない、  
ということで良いですね。

中 村 今後、自分の農業委員の任期も6月までですので、次期の農業委員には申し送り事項  
としてこの件については引き継いでいきたいと思っております。

議 長 続いて、芳川・飯田地区調査会の足立委員からお願いします。  
足 立 芳川・飯田地区調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。前回、盛土につ  
いての説明会を、と申しましたところ、齋藤さんからその後説明していただきました。

議 長 続いて、河輪・五島・白脇地区調査会の袴田委員が欠席しておりますので、私からご

報告申し上げます。

議 長 河輪・五島・白脇地区調査会で審議した結果、特に問題ないとのこと報告を受けております。

議 長 続いて、新津・可美地区調査会の根木委員からお願いします。

根 木 新津・可美地区調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、三方原地区調査会の内山委員からお願いします。

内 山 三方原地区調査会で審議しましたが、問題ありませんでした。

議 長 続いて、都田地区調査会の岡本委員からお願いします。

岡 本 都田地区調査会で審議しましたが、問題ありませんでした。

議 長 続いて、細江地区調査会の山中委員からお願いします。

山 中 営農型太陽光の関係で、XXXXXXXXXXの申請が細江地区で初めて出されましたので、私も事務局と一緒に、庄内地区と浜北のXXXXXXXXXXの圃場を事前に見てきました。申請地としては水はけの問題はなく、状況としては良いのですが、庄内地区の状況を見たところ、これはもう榊ではなく、他の作物でやった方が良いのではないかと、これで、はたして収支が合うのか、と何回も聞きましたが、茨城の方は良いとか、色々言っていました。管理の方は近隣に迷惑がないようにやります、とは言っていましたので、これまでの営農型太陽光は3年毎の更新でしたが、毎年調査員に、草が伸びてきたらすぐに言って対応してもらおうようにしていかなければいけないね、と話をしたところでした。申請地としては、場所的には出来る環境ですので、調査会としては承知したところでした。

議 長 続いて、引佐地区調査会の杉山委員からお願いします。

杉 山 引佐地区調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、三ヶ日地区調査会の後藤委員からお願いします。

後 藤 三ヶ日地区調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、浜名・北浜地区調査会の中安委員が欠席しておりますので、私からご報告申し上げます。

議 長 浜名・北浜地区調査会で審議した結果、特に問題ないとのこと報告を受けております。

議 長 続いて、中瀬・赤佐・亀玉地区調査会の森島委員からお願いします。

森 島 中瀬・赤佐・亀玉地区調査会の議論でございますが、特に今お話しがありました営農型太陽光発電、とりわけ水田での榊栽培についてです。もはや、恐らく最終的な判断をすべき時が来ているという実感を強く持っています。つまり、榊は水が浸かる所では育たない、ということが、我々の住む浜北は、緑花木の主産地ですので、調査員の中にもそういう方々が大勢おりました、ただ、この取り組みはこの間我々もずっと認めてきたし、色々な意味でお互いに勉強していきましょう、ということでやって参りました。現在も、お互いに勉強しましょう、ということで推移しています。今回についても、水田での申請が出され、調査会の中でご意見をいただきながら、或いは事務局のご尽力もいただきながら、今日までのところでの改善の日安を確認し、現段階では承認せざるを得ないという結果になりましたが、水が浸かるところでは育たない、という認識を明確にすべきと強く思いますので、会長の仕事として、ぜひ判断すべき時だという風に申し上げ



いので、納得しがたい話になっていると思います。説明レベルの問題で、現にどういう畑かという、斜面だと言うし、手作業だと言うので、収穫したものをどこでどう保管するのか等の議論を調査会でされていると思いますので、私どもに分かるように説明願いたいです。

吉 山 現場は営農型太陽光発電の下部農地の部分で、高さが 1,500mm しかありませんので、農機具が使えないという事情が平地にはございます。斜面については、調査員が見ても機械が使えるところではないため、手作業しかできないですね、ということです。現状、元々は譲渡人の ██████████ がタマリユウを育てており、そのタマリユウが 8 割ぐらいは枯れずに残っている状態で、これから手を入れていくということです。出荷先については聞きましたが、倉庫や集出荷の場所についてまでは調査会の方でも確認はしておりません。

森 島 我々の調査会の議論というのは、色々な意味で制約があるというか、気付くところに限界があり、不十分な部分が自分の問題としてあり得ると思いますので、敢えて申し上げるつもりはございませんが、現場に即した議論を行う所が調査会であり、調査員が納得しないまま議論を終えてしまうやり方があるとすれば、私も含めて気を付けていかないと、片手落ちの議論をしたまま、問題ありませんでしたと総会で報告することになりかねませんので、調査会の議論というのは、多くの調査員がやむを得ない、最もだと思っただけで落ちていくまで積み重ねる必要があります。しかしながら、時間的な制約もあり、充分でない可能性もありますので、ここで改めて皆さんの目で確認していただく段取りになっていると思います。そういう意味では、倉庫をどうするか、作業員の安全性をどう確保するか等については、今後の課題として我々が共有していくことだ、と思った次第です。吉山さんのご説明で、営農型太陽光が上にあるということが初めて分かりましたので、理解したということでもあります。

議 長 もう一つの営農型太陽光発電についても、事務局、説明願います。

吉 山 営農型太陽光発電については、下部農地での生育状況がよくない所が多々あると、皆さんからご指摘のある通りです。今月は特に ██████████ の申請が多く出ており、事務局としてもどう対応すべきか苦慮しています。農地法 3 条の許可基準として見る要件が 3 つあります。1 つは全部耕作要件といって、全部の農地を効率的に耕作しているか、2 つ目は常時従事日数が年間 150 日以上あるか、3 つ目は周辺農業との調和がとれるか、ということです。今回問題となるのが、1 つ目の全部耕作要件を満たすかどうか、ということだと思われま。██████████ は令和 3 年 10 月から浜松市で耕作を始め、2 年 3~4 ヶ月経過しておりますが、浜松市内で出荷に至っている圃場はありません。令和 6 年 2 月 1 日時点で、浜松市内で 63 圃場、約 6.7ha ございます。営農型太陽光発電の下部農地での耕作ということになりますので、太陽光パネルの設置をしてからでないと定植しないということに、今までなっております、市内の圃場を確認したところ、令和 5 年 11 月許可分までは既に植えられております。生育状況が良くないところもありますが、全て植えてある状況であり、38 圃場で約 4.4ha です。全国で今、福島県から山口県まで 30 市町村にて、約 90ha の圃場を所有し、26 人の職員と臨時従業員が 20 人、合計約 50 人で管理していると

聞いております。出荷できている市町村は、私が把握できているのは青梅市のみですが、昨年の決算書を見ると、売り上げが2億7千万円程あるようです。3条の要件である全部耕作要件について、静岡県に確認したところ、例えば、全く植え付けていない、草刈り等の管理もしていない、駐車場等の別の用途で使っている、等の状況でない限り、なかなか効率的に耕作をしていないとは言い切れないため、不許可にすることは難しいのではないかと、というのが県の見解でした。[ ]に関しては、昨年11月許可分までは植えられており、生育状況については今後の指導ということになり、今の状態ではなかなか不許可にはできない、というのが県の見解です。ですが、全国で今90haあり、他市町村についても同じく、生育状況が良くない所が多々あると聞いておりますので、今後は横のつながりを持ってどうしていくか調整していかなければならないと思っています。

営農型太陽光発電につきましては、冒頭に会長の挨拶でもありましたが、国の方で厳しくする、ということで、昨年決定し、来年度施行されていくのではないかと思います。主には生育ですが、収量8割を厳しく見ていくと聞いており、3年、10年等の更新時に育っていなければ更新を認めない、という方向になるかと思えます。今まで出ている案件で、3年許可のものについては何度か更新されており、今回の春野町の案件も、3年後も同じような状況ですと、更新はなかなか認められないようになっていくかと思えますが、[ ]については10年という長い期間で許可されると、更新時期が10年先ということになります。浜松市内での生育が悪いことから、もし相手方が了承すれば、ということになりますが、最長で10年許可のところ、例えば設定年数を3年に短くさせてもらい、更新時に確認していくということを考えております。以上です。

議長 森島委員、いかがでしょうか。

森島 吉山さんが仰った、県の考え方ですが、今、国会で議論されている食料・農業・農村基本法の改正の中でも、除外に関する規定について、従来は県知事の認定だったのが、農水省の関与ということが言われています。これは良い面と悪い面とで両方あると思いますが、今の県の考え方で、全部耕作要件に該当しないから駄目だ、とは言えない、という考え方は理解できます。ただ、生物学的に駄目なものは駄目です。浜北での事例を言いますと、順調に成長していた榊が、去年、一昨年の洪水でなかなか水が引かない状況になると、これが全部枯れてしまうという結果になります。つまり、榊は水はけが良いところで生育するものだろうと思いますが、それが田んぼの中で栽培すれば育つはずがない、と思っておりましたが、北関東等では十分に生育している、と[ ]の社長が言うものですから、そうかな、という面もありました。ですが、きちんと整備された、水が切れる田んぼで栽培すれば育つかも知れない、ということだと思います。そういう意味では、関東の方で、排水がきちんと確保された、二毛作ができるような圃場であれば、榊も栽培できるのではないかと思います。そうすると、明らかに中村さんが仰ったような、30cm土を盛ったから水はけがよくなる、というようなことはあり得ないと思います。そういう苦労を浜北の調査会ではしてきたので、そういうことを県に伝えていただきたいと思います。生物学的に無理だという調査会があります、と。生物学的に無理だという案件を通していく論点がどこなのか、県が判断するのであれば、県にその判断



を聞いてもらいたいと思います。全体からすると、もう田んぼで榊の栽培は明らかに無理だろう、という判断をすべき時ではないか。やってはいけないということではなく、他の作物でやれば良い訳です。ということで、県との協議をお願いしたいと思います。

中 村 森島さんの言う通り、土を 30 cm盛っても不安なところは充分あります。  
議 長 そういう意見があったということで、伝えていただきたいと思います。  
他にご意見等ございますでしょうか。  
(質疑なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。第 7 号議案「農地法第 3 条の規定による許可について」は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。  
(異議なし)

議 長 異議ないものと認め、承認することといたします。

議 長 次に、第 8 号議案「農地法第 4 条の規定による許可について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

齋 藤 それでは、お手元の議案 11 ページをご覧ください。第 8 号議案「農地法第 4 条の規定による許可について」でございます。担当から説明いたします

奥 山 今月の申請案件は、地区「積志」、整理番号 3 番外 3 件でございます。  
転用目的別の内訳は、自己用住宅関連が 3 件、営農型太陽光発電が 1 件でございます。  
また、農地区分別の内訳は、農用地区域内農地が 1 件、第 1 種農地が 1 件、第 3 種農地  
が 2 件でございます。なお、是正案件は 5 番です。  
説明は以上でございます。

議 長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の協議結果についてご報告をお願いします。  
始めに、積志地区調査会の平尾委員が欠席しておりますので、私からご報告申し上げます。

議 長 積志地区調査会で審議した結果、特に問題ないとのこと報告を受けております。

議 長 続いて、三方原地区調査会の内山委員からお願いします。

内 山 三方原地区調査会で審議した結果、問題ありませんでした。

議 長 最後に、春野地区調査会の水崎委員からお願いします。

水 崎 春野地区調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、地区担当委員からの報告について発言のある方は挙手をお願いします。

(質疑応答なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。第 8 号議案「農地法第 4 条の規定による許可について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議がないものと認め、承認することといたします。

議 長 次に、第 9 号議案「農地法第 5 条の規定による許可について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

齋 藤 それでは、お手元の議案 13 ページをご覧ください。第 9 号議案「農地法第 5 条の規定

による許可について」でございます。担当から説明いたします。

笠原 今月の申請案件は、地区「中央」、整理番号 78 番外 72 件でございます。

転用目的別の内訳につきましては、自己用・共同住宅関連が 28 件、農家住宅・農業用施設が 2 件、事業用の建物関連が 7 件、駐車場・資材置場等事業用のその他施設への転用が 8 件、太陽光発電が 4 件、営農型太陽光発電が 22 件、一時転用が 2 件でございます。

また、農地区分別の内訳につきましては、農用地区域内農地が 25 件、第 1 種農地が 1 件、第 2 種農地が 12 件、第 3 種農地が 35 件でございます。なお、是正案件は整理番号 82 番、122 番、150 番でございます。また、駐車場、資材置場など建築行為を伴わない申請については、経済産業省による再生可能エネルギー発電事業計画の認定について問題がないことを確認しております。

それでは、議案 13 ページ、地区「長上」、整理番号 79 番をお願いします。

中央区小池町の田 5,015 m<sup>2</sup>について、砂利採取をしたいという申請でございます。

申請者は、[ ] に事務所を置き、[ ] を営む法人です。この度、良質の砂利採取が期待できる本申請地を、陸砂利の採取場として使用したく、許可日から 2 年間の一時転用申請に至ったものでございます。

申請地は、[ ] に位置する農地です。申請地は農用地区域内の農地ですが、不許可の例外規定である 3 年以内の一時転用に該当いたします。

本事業は、1:1.5 の安定勾配で掘削し、掘削面積 5,007 m<sup>2</sup>、最大掘削深 10m、総掘削量は 16,030 m<sup>3</sup>を予定しております。工事期間中は、最大 5m の保安距離を確保し、表土の流出を防ぐとともに、外周には、防護柵、鍵付きの門扉などの設置により近隣への安全対策が図られること、工事完了後は良質な山土、建設発生土及び表土の埋め戻しにより、優良な農地へ復元し、復元後は地元の認定農業者が水稻を作付けする旨の耕作管理計画書が添付されていること、また、「砂利採取事業事前審査意見書」の措置報告書の提出を受けていることから、周辺への影響は軽微と思われ、許可相当であると考えます。

続きまして、議案 14 ページ、地区「長上」、整理番号 81 番をお願いします。

中央区下石田町の田畑 14,592 m<sup>2</sup>について、流通業務施設を設けたいという申請でございます。

申請者は、[ ] に本店を置き、[ ] を営む法人です。既存の倉庫が手狭なこと、住宅街にあり、騒音や振動の苦情が多いこと、駐車場が点在していることから、本店を移転し、利用効率を図りたく申請に至ったものでございます。

申請地は [ ] に位置する農地です。申請地の農地区分につきましては、第 2 種農地に該当すると判断いたしました。

本転用事業は、倉庫兼事務所、駐車場、緑地等を新設する計画であり、配置計画からみて、転用面積は適当と思われれます。

申請地はアスファルト舗装し、周囲にはフェンスと見切工を設置する計画であること、排水計画は、敷地内側溝から地下調整池を経て、水路へ制限放流する計画であることから、周辺農地の営農に支障を及ぼすものではないと判断いたします。また、「浜松市土地利用事業の適正化に関する指導要綱」に基づく事業承認を受けていること、都市計画法

の開発許可の見込みがあること、資金計画の見込みもあることから、転用の確実性も認められるものであります。

以上のことから、立地基準、一般基準ともに満たすものであり、許可相当であると考えます。

続きまして、議案 15 ページ、地区「中ノ町」、整理番号 83 番、84 番をお願いします。

本事業は、権利の関係で申請を 2 件にわけておりますが、同一事業者による事業計画であるため、併せてご説明いたします。

中央区白鳥町の田畑 38,266 m<sup>2</sup>について、流通業務施設を設けたいという申請でございます。

申請者は、[ ] に本店を置き、[ ] を営む法人です。近年受注が増加し、現在 [ ] にある拠点の手狭になり、拡張もできないため、申請地に新たに倉庫を設け、大型設備を導入し、作業の効率化を図り、更なる受注増加に対応すべく申請に至ったものでございます。

申請地は [ ] に位置する農地です。申請地の農地区分につきましては、第 2 種農地に該当すると判断いたしました。

本転用事業は、倉庫 2 棟、駐車場、緑地、調整池等を新設する計画であり、配置計画からみて、転用面積は適当と思われれます。

申請地はアスファルト舗装し、周囲にはフェンスを設置する計画であること、排水計画は、調整池から排水路へ制限放流する計画であることから、周辺農地の営農に支障を及ぼすものではないと判断いたします。また、「浜松市土地利用事業の適正化に関する指導要綱」に基づく事業承認を受けていること、都市計画法の開発許可の見込みがあること、資金計画の見込みもあることから、転用の確実性も認められるものであります。

以上のことから、立地基準、一般基準ともに満たすものであり、許可相当であると考えます。

説明は以上でございます。

議長 長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の協議結果についてご報告をお願いします。

議長 長 始めに、中央地区調査会の松澤委員からお願いします。

議長 長 中央地区調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。

議長 長 続いて、蒲・和田・長上地区調査会の渡瀬委員からお願いします。

議長 長 蒲・和田・長上地区調査会で協議しました。79 番の小池町の砂利採取ですが、どのくらい掘るのか聞いてみましたところ、8m ぐらい掘るといふことです。周りが田んぼですので、周りの水位の問題がトラブルにならないような方法でお願いしたところ、側壁を入れるということですので、注意してやってください、と伝え、了解しました。

議長 長 続いて、中ノ町・笠井地区調査会の分を私からご報告申し上げます。

議長 長 中ノ町・笠井地区調査会で協議した結果、特に問題はございませんでした。

議長 長 続いて、積志地区調査会の平尾委員が欠席しておりますので、私からご報告申し上げます。

議長 長 積志地区調査会で審議した結果、特に問題ないとのご報告を受けております。

議 長 続いて、入野・神久呂・雄踏地区調査会の加茂委員からお願いします。

加 茂 入野・神久呂・雄踏地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。

議 長 続いて、湖東地区調査会の江間委員からお願いします。

江 間 湖東地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。

議 長 続いて、庄内地区調査会の中村委員からお願いします。

中 村 庄内地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。

議 長 続いて、芳川・飯田地区調査会の足立委員からお願いします。

足 立 芳川・飯田地区調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、河輪・五島・白脇地区調査会の袴田委員が欠席しておりますので、私からご報告いたします。

議 長 地区調査会で協議した結果、特に問題はないという報告を受けております。

議 長 続いて、新津・可美地区調査会の根木委員からお願いします。

根 木 新津・可美地区調査会において、特に問題はございませんでした。

議 長 続いて、三方原地区調査会の内山委員からお願いします。

内 山 三方原地区調査会で協議しましたが、特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、都田地区調査会の岡本委員からお願いします。

岡 本 都田地区調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、細江地区調査会の山中委員からお願いします。

山 中 細江地区調査会で審議しましたが、特に問題はありませんでした。

議 長 続いて、三ヶ日地区調査会の後藤委員からお願いします。

後 藤 三ヶ日地区調査会ですが、今回は整理番号 123 番と 124 番が聞き取り案件でした。行政書士と申請者本人が見えて、細かい説明等ありました。その後、調査会としても質問をしていった訳ですが、こちらも背筋が正される気がして、調査会における聞き取りは改めて必要なことだ、という風に思いました。問題ありませんでした。

議 長 続いて、浜名・北浜地区調査会の中安委員が欠席しておりますので、私からご報告申し上げます。

議 長 浜名・北浜地区調査会で審議した結果、特に問題ないのご報告を受けております。

議 長 続いて、中瀬・赤佐・亀玉地区調査会の森島委員からお願いします。

森 島 中瀬・赤佐・亀玉地区調査会で審議した結果、特に問題ない、という報告をさせていただきますが、今日までに改善していただいた点、調査会や事務局の皆さん方の協力により問題点が解消されましたので、問題ない、という報告をさせていただきます。

議 長 最後に、春野地区調査会の水崎委員からお願いします。

水 崎 春野地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。

(森島委員、挙手)

議 長 はい、森島委員。

森 島 大規模な運送業の方の流通業務施設の議案が、長上地区と中ノ町地区に出ており、5

町歩程の農地が削減されることとなります。この事業の展開というのは、まだまだ恐らく各地で進められることとなるかと思えます。心配していることは、除外の議論の中で私は何度か指摘させていただきましたが、除外することによる農業生産力の低下、あるいは農業生産額の損失を補っていきなさい、ということです。農業振興地域の整備に関する法律の条文を読んでも、そういう記載は見当たらなかった訳ですが、恐らく規定であるとか運用のところにそういう記載がある、という風に伺っております、事務局の方々も充分ご承知のことと思えます。大規模な農地の削減になる案件については、そこで失われる農業生産規模や農業生産額をどう確保していくのか、ということは、地方自治体に求められている法的義務ではないか、と考えます。その点を今一度確認させていただきたいと思えます。

それから、会長に申し上げますが、私どもには利害関係のない3人の委員がおられます。一方で我々は利害関係がある委員ということになります。敢えて、利害関係のある委員とない委員とで分け方をすれば、農家に対してどう対峙するか、という意味で、利害関係のある農家側に偏った判断をしないために、利害関係のない委員が敢えて選任されているのだと思えます。私が今申し上げている大規模な農地の改廃について、そういう事態とどういう風に、人の面でも土地の面でも、その損失を補っていくのか、という議論が私なりに必要と思っております。利害関係のない委員は、利害関係を持たない訳ですから、私と認識が異なると思えますので、ぜひご指摘頂きたいと思えます。

議長 長 では、まず先に事務局、お願いします。

事務局 長 事務局長の鈴木です。先ほど森島委員が仰った農振法の除外の要件として、条文の中に、失われた農地の部分の農業生産額を補填するような施策を行いなさい、というものはございません。ただ、面積目標というものがあります。国とか県の面積目標というものが、あくまで努力目標ということです。農地法というより農振法の話で申し上げれば良いか分かりかねますが、除外は法改正により厳しくなる方向にあります。具体的にどうなるかは分かりませんが、ただ、面積目標が努力目標になっているところ、もう少し縛りが強くなります。つまり、国の関与が強くなるということです。面積目標を確保するために、国がどのような施策を行っていくのか、まだ明らかではありませんが、いずれにしても法改正で厳しくなります。ただ、面積であって、農業生産額等についての目標は、農振法や農地法にはございません。法改正については、後程、農業会議情報のところで詳しくご説明いたします。

議長 長 私の方からもう一点についてです。今、森島委員が仰った利害関係のない農業委員についてですが、この制度を6~7年前に初めて聞いた時は、国の考え方としては、農家ばかりで自分たちの都合の良いような解釈で通すか通さないということがないように、第三者的な立場にある、利害を有しない方が入っている方が良いのではないか、ということで、1名以上の枠を作ったのではないかと、思えます。会長としての立場では、話をした時に違う角度で助言やご意見をいただけるので、農地を所有する農家の意見ばかりでなく、農家以外の世間の人達はこういう考えを持っていますよ、という助言をいただけるので、そういう一面でも必要ではないかと、思えます。全員が同じ方向ではなく、違

う考え方を持つ、農地の影響を受けない人もこの委員の中にいることが大事ではないか、と私は思っております。

では、鈴木要委員から、一言お願いします。

鈴木要 まさに会長が今仰った通りの考え方でスタートしたものだと思います。ただ、あくまで農地法を遵守する意味では同じ立場の委員ですので、日本の農業がどうあるべきか、どういった方向に進んでいくべきかについては、農業を主体として生計を営んでいる農業委員の皆さんと全く同じであり、考え方が重なるところが多々あります。それに加えて、松島会長が仰ったように、違った観点で、農地法を遵守する中で、日本の産業構造、その他の事業が適切に、フラットな形で進むべき道をいくように、管理というか、そうした処分を適切に行うところにおいて、会長が仰るような部分もあろうかと思えます。とにかく求めるもの、進むべき道、見る方向は同じです。私個人の考え方はそのような感じでは。

議長 長 では、小柳委員からお願いします。

小柳 私が会に出席する中で気を付けていることは、■■■■という立場で、医療法、教育法、あるいは私学の法律に基づいて、医療行為、教育行為、福祉施設行為を行っていますが、今回、農地法や農業委員会の制度に関して、法律をかなり読み込んでいく中で、特に皆さんのご発言の中で、どうしても法律では解決できない隙間が必ずあるというものです。それは医療も教育も同じです。そのなかで議論されているのをよく感じます。例えば先ほどの83番の、このような大きな敷地を運送業で、という時に、現状この土地がどうなっているのか、この田や畑が荒地なのか、今どういう状況なのか、という説明は必要かと思えます。そういった指摘が先ほど森島委員から先ほどなされたのかと思われま。そういった観点から、農業には携わっていませんが、法律という観点で常々考えさせていただいております。

議長 長 では、伊藤委員、お願いします。

伊藤 藤 私は■■■■■■■■■■から推薦を受けて農業委員を務めさせていただいております。住まいはずっと■■■■■■■■■■です。生まれは■■■■ですので、農業に接した経験がありませんでした。農業に携わっている方の話をこれまで何年か聞かせていただいている中で、荒れている田や畑を見たりした時に、浜松としてあまり良くないところがあるということ、他でもお話できる機会があればと思います。

(森島委員、挙手)

議長 長 はい、森島委員。

森島 大変ありがとうございました。私が色々と発言させていただく中で、いつも私が気を使っていることは、利害関係を有しない委員の皆さんの目に私が申し上げていることがどう映っているか、ということです。鈴木要委員が仰いました他産業、他業種との関わりの中で、明らかにバッティングするところがあります。例えば、大きな開発の中で小さな農家が除かれる可能性は充分あります。私のような利害関係のある農業委員は、一人二人の小さな農家であったとしても、やはり守っていく立場で一歩も引かないということになれば、他産業との軋轢が生じることになると思います。そういう部分を調整す

るのがこの総会の場であろうかと思しますので、他産業の側からの要望をもう少し言ってもらった方が良くと思います。我々農家の思いや厳しい状況等についても正面から受け止めてもらえるような、利害関係を有しない農業委員の方々であって欲しいな、と思い、申し上げました。ご発言ありがとうございます。

議 長 その他、よろしいでしょうか。  
(発言なし)

議 長 それでは採決いたします。第9号議案「農地法第5条の規定による許可について」は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。  
(異議なし)

議 長 異議がないものと認め、承認することといたします。  
議 長 次に、第10号議案「買受適格者証明願いについて(3条許可公売)」を上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

齋 藤 それでは、お手元の議案31ページをご覧ください。担当から説明いたします。

笠 原 今月の買受適格証明願は、公売にかかる案件1件でございます。  
農地の公売に参加する場合、事前に農業委員会から買受適格証明書を取得し、これを添付して参加することが民事執行規則第33条により定められています。

これは、農地を取得できない者が最高価買受人になることを防ぐためのものであり、農地法の許可見込みのある場合に、買受適格証明書が交付されます。

それでは、地区「亀玉」、整理番号1番について説明いたします。

願出人は、浜名区新原の■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■でございます。■■■■■■■■■■

■■■■■■■■■■は、■■■■■■■■■■をしておりますが、法人所在地に近い農地で規模拡大を希望しており、この度の申請にいたったものでございます。

申請地は、■■■■■■■■■■で、取得後は、緑化樹の母樹園としていく計画でございます。

審査したところ、農地法第3条の許可を得るための要件をすべて満たすものであり、買受適格証明書の交付が適当と判断されるものでございます。

説明は以上でございます。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。  
(森島委員、挙手)

議 長 はい、森島委員。

森 島 一点教えていただきたいのですが、昨年4月の法改正の中で、所有権移転の制限が撤廃された、というのがありますが、ここの部分は、つまり買受適格証明の取り扱い基準は変わっていないのですか。

齋 藤 事務局の齋藤です。農地法3条許可と同じ要件でこの買受適格証明の判断をしていますので、下限面積要件の撤廃後、農地法3条と同等の扱いで判断しています。

森 島 今のところ、改正後にそういう案件はないのですか。

齋 藤 申請が出てくれば、この議案に上がってきますが、今のところ、下限面積要件撤廃後に、下限面積以下での申請はありません。

- 議 長 その他、よろしいでしょうか。  
(質疑応答なし)
- 議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。第 10 号議案「買受適格者証明願いについて(3 条許可公売)」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。  
(異議なし)
- 議 長 異議ないものと認め、承認することといたします。
- 議 長 次に、第 11 号議案「非農地証明について」を上程いたします。
- 齋 藤 事務局から説明をお願いします。  
それでは、お手元の議案 33 ページをご覧ください。第 11 号議案「非農地証明について」でございます。担当から説明いたします。
- 笠 原 今月の申請案件は、地区「三ヶ日」、整理番号 4 番 1 件でございます。  
地区「三ヶ日」、整理番号 4 番の申請地は昭和 55 年頃に植林されたものです。  
説明は以上でございます。
- 議 長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。  
(質疑応答なし)
- 議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。第 11 号議案「非農地証明について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。  
(異議なし)
- 議 長 異議ないものと認め、承認することといたします。
- 議 長 次に、第 12 号議案「相続税の増税猶予制度の免除手続(20 年経過)に係る特例農地等の利用状況の確認について」を上程いたします。
- 議 長 事務局から説明をお願いします。
- 齋 藤 それでは、お手元の議案 35 ページをご覧ください。第 12 号議案「相続税の増税猶予制度の免除手続(20 年経過)に係る特例農地等の利用状況の確認について」でございます。担当から説明いたします。
- 笠 原 相続税の納税猶予の特例の適用から、20 年経過することによる相続税の免除手続に伴い、納税猶予の適用を受けている農地等の利用状況について、税務署へ報告するため、皆さまにご審議いただくものです。  
今月の申請案件は、地区「舞阪」、整理番号 1 番でございます。  
被相続人は、平成 15 年 8 月 18 日に亡くなられた、XXXXXXXXXXさん。相続人は、中央区舞阪町舞阪にお住いの、XXXXXXXXXXさん、81 歳です。特例農地の面積は、申告時、現在ともに 249 m<sup>2</sup>です。現地調査をした結果、一部でタマネギが耕作され、その他の部分は適正に管理が行われていました。その旨を税務署へ報告いたします。  
説明は以上でございます。
- 議 長 只今の事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。  
(質疑応答なし)
- 議 長 それではご意見もないようですので、第 12 号議案「相続税の増税猶予制度の免除手続(20 年経過)に係る特例農地等の利用状況の確認について」は、原案どおり承認すること



にご異議ございませんか。

(異議なし)

- 議 長 異議ないものと認め、承認することといたします。
- 議 長 次に第 13 号議案「農用地利用集積計画の決定及び農用地利用集積等促進計画案への意見について」を上程いたします。事務局から、説明をお願いします。
- 齋 藤 それでは、お手元の議案 37 ページをご覧ください。第 13 号議案「農用地利用集積計画の決定及び農用地利用集積等促進計画案への意見について」でございます。担当から説明いたします。
- 奥 山 別冊 1 の 25 から 26 ページに委員該当案件があります。
- 議 長 それでは、委員該当案件がありますので、加茂委員はご退室をお願いします。  
(加茂委員退室)
- 議 長 それでは、事務局、説明をお願いします。
- 奥 山 それでは、別添資料の別冊 1 をご覧ください。法改正前の制度である、令和 5 年度第 11 回浜松市農用地利用集積計画(案)でございます。  
公告予定は令和 6 年 2 月 20 日となります。  
2 枚めくって頂きまして、「農用地利用集積 利用権等設定内訳表」をご覧ください。  
合計 319 筆、340, 830.02 m<sup>2</sup>の内訳でございます。  
今月は、笠井地区での 9 筆をはじめとして、計 22 地区での利用権設定を予定しております。  
その次の 1 ページから利用権設定明細が掲載されております。1 ページから 29 ページは相対契約及び中間管理事業における貸借によるもの、31 ページは所有権移転を掲載しております。  
それでは、新規就農に関するものについて抜粋してご説明いたします。  
1 ページの 1 番をご覧ください。■■■■■ さんです。中央区西伝寺町の■■■■■ さんのもとで農業を学び、今回の申請に至りました。■■■■■ の畑、426 m<sup>2</sup>を借り受け、甘藷の栽培を予定しております。  
次に、1 ページの 2 番をご覧ください。■■■■■ さんです。浜名区引佐町東久留女木の■■■■■ さんのもとで農業を学び、今回の申請にいたりました。■■■■■ の畑、271 m<sup>2</sup>を借り受け、甘藷の栽培を予定しております。  
次に、1 ページの 3 番をご覧ください。■■■■■ さんです。中央区初生町の認定農業者、■■■■■ さんのもとで農業を学び、今回の申請に至りました。■■■■■ の畑、951 m<sup>2</sup>を借り受け、馬鈴薯の栽培を予定しております。  
次に、13 ページの 1 番から 11 番、23 ページから 29 ページの 2 番をご覧ください。農地中間管理事業による静岡県農業振興公社に対する利用権設定が 59 筆ございます。農地中間管理事業は、農地所有者から中間管理機構である県の農業振興公社が利用権設定により農地を借り受け、公社から農業者への転貸については、公社が県知事に事前に協議し、同意を受けたものについて農用地利用集積計画により同時に成立するもので、備考欄に配分先を記載してあります。

以上の計画の内容は、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。

次に33ページをご覧ください。法改正後の制度によるものです。

改正された農業経営基盤強化促進法および農地中間管理事業の推進に関する法律の施行により、農地中間管理事業の貸借地の耕作者変更については、中間管理機構である県の農業振興公社が農用地利用集積等促進計画を県知事に申請し、認可されることで成立することとなり、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定により農用地利用集積等促進計画の案は市が作成し、農業委員会の意見を聞いて、公社へ提出することとなっています。

今月は農地中間管理事業の貸借地の耕作者変更が104筆ございます。その中で新規就農者が3名いるので、抜粋してご説明いたします。

39ページの2番、41ページの1番から4番、49ページの3番から7番をご覧ください。  
[ ] さんです。[ ] で農業を学び、今回の申請に至りました。中央区倉松町 [ ] の畑、計5,979㎡を借り受け、玉葱の栽培を予定しております。

次に、39ページの3番、4番、49ページの13番から50ページ19番をご覧ください。  
[ ] さんです。[ ] で農業を学び、今回の申請に至りました。中央区倉松町 [ ] の畑、計5,567㎡を借り受け、玉葱の栽培を予定しております。

次に、39ページの13番、42ページの19番、46ページの19番、22番から26番をご覧ください。  
[ ] さんです。[ ] の認定農業者、[ ] さんのもとの農業を学び、今回の申請に至りました。中央区馬郡町 [ ] の畑、計2,473㎡を借り受け、玉葱の栽培を予定しております。

説明は以上でございます。

議長 只今、事務局から説明がありましたが、各調査会における補足説明等はございませんか。

(補足意見なし)

議長 その他、何かご意見、ご質問はございませんか。

(森島委員、挙手)

議長 はい、森島委員。

森島 配分の議論ですが、新規就農者が小面積で、という場合と、中間管理機構の配分の仕方の変更があったところは見当たりませんか。

河村 集積グループ長の河村です。まず、小面積における利用権設定で、新規で借りる場合ですが、下限面積要件の撤廃に伴い、小規模面積でも設定可能になったものとなります。また、中間管理機構による配分の変更ですが、今回、主に配分変更が出ているものは、篠原地区で [ ] の子会社である [ ] が借りている農地が常に10ha程度ございますが、新しく農業を始めたい人や、既に農業を行っているが、農地が足りないという農家に農地を提供するために配分変更するものです。

森 島 新規就農者で小面積の方の利用集積というものは、これまでもありましたか。

河 村 これも農地法 3 条の下限面積要件の撤廃によるもので、それまでは 1,000 m<sup>2</sup>以上でないと利用権設定できませんでしたが、それが撤廃されたことに伴い、利用権設定も 1,000 m<sup>2</sup>以下の小面積でも設定できるようになったものです。農地法 3 条か利用権設定のどちらを選択するかは、申請者の方で、どちらで申請するのが良いのか、という中で選んでいただくものとなります。

森 島 昨年 4 月以降の取り扱いの変更の中で、すぐにこういう形で、小面積での利用権設定というものが出てきても目立たなかったので、3 条の所有権移転については頻繁に目にしましたが、小面積での利用権設定について、あまり記憶にありませんでした。これまでも申請に上がってきていたということですね。

河 村 今年度は、もう既に数百 m<sup>2</sup>という単位での申請はございました。

議 長 他にございませんか。  
(意見等なし)

議 長 それでは、ご意見もないようですので、第 13 号議案「農用地利用集積計画の決定及び農用地利用集積等促進計画案への意見について」は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。  
(異議なし)

議 長 異議ないものと認め、承認することといたします。  
それでは、加茂委員は入室をお願いします。  
(加茂委員入室)

議 長 次に、報告事項の第 7 号から第 13 号までを、事務局から報告をお願いします。

齋 藤 議案 39 ページをご覧ください。報第 7 号から報第 13 号までの一覧が載っておりますのでご確認よろしくをお願いします。

議 長 只今の報告事項につきましては、ご承知おき願いたいと思います。

議 長 それでは、その他の委員の皆さまから、活動を通して何かありましたらお願いいたします。

渡 瀬 ・運輸業の長距離ドライバーの時間外労働に係る規制に伴う開発等について

議 長 それでは、事務局から連絡事項がありましたら、お願いします。

局 長 ・「農業会議情報」について

齋 藤 ・「農林関係税制改正に関する要望及び農地利用最適化施策の改善に関する具体的な意見」等の提出について

齋 藤 今後の会議予定

・令和 6 年 第 3 回 農業委員会総会  
日時 令和 6 年 3 月 15 日(金) 午後 2 時 30 分から  
場所 浜名区役所 3 階 大会議室

議 長 以上で、本日の審議案件、報告事項につきましては終了いたしました。長時間に亘り、ご熱心なご討議ありがとうございました。これもちまして、第 2 回浜松市農業委員会総会を閉会といたします。

閉会時間 午後 3 時 42 分

以上、議事の正確さを期すため署名する。

令和 年 月 日 ( )

会 長

委 員

委 員